アドプト・プログラム吉野川

Adopt Program Yoshinogawa

活動マニュアル

主催　吉野川交流推進会議

協力　吉野川流域各市町
国土交通省徳島河川国道事務所
徳島県

令和２年４月

目　次

＊　吉野川を美しく（アドプト・プログラム吉野川の取組）　---------- 01

1　アドプト・プログラムとは　---------- 02

2　アドプト・プログラムの仕組み　---------- 05

3　気をつけて（安全管理・留意事項について）　---------- 06

4　活動マニュアル（活動の進め方について）　---------- 07

申込みから担当区間の決定・養子縁組まで
1）申込み
2）担当区間（養子縁組する区間）の決定
3）養子縁組（合意書の締結）

年間計画の作成から活動準備まで
4）年間計画の作成
5）活動準備

清掃活動から活動報告まで
6）清掃活動
7）ゴミ処理
8）活動報告
9）そ の 他

5　私たちにできること(吉野川の環境を守る取組みについて）　---------- 15

6　アドプト・プログラム吉野川 Q＆A（制度に関する質問）　---------- 16

7　関連規定，様式集　---------- 18

＊　Special Thanks　---------- 29

＊　Adopt Program Manual Over View　---------- 30

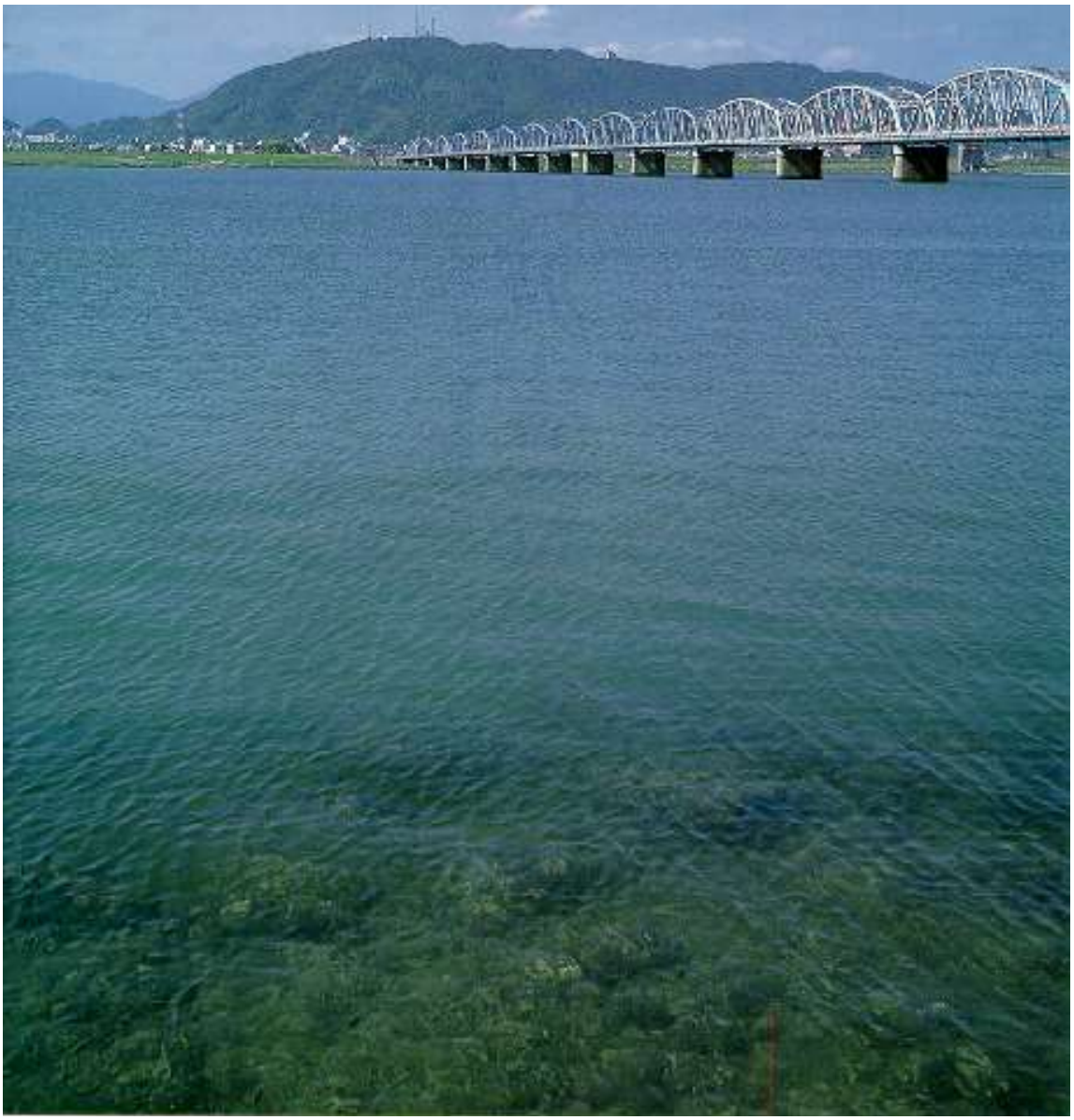

吉野川を美しく･･･

― アドプト・プログラム吉野川の取組 ―

吉野川は古くから「四国三郎」と呼ばれ
日本の三大河川の一つに数えられる大河です

その絶えることのない美しい流れは
私たちの暮らしに大きな恵みを与えてくれています

吉野川はまさに徳島県のシンボルであり、私たちの誇りです

しかし、この貴重な財産である吉野川も
空き缶や紙くずなどの散乱ゴミに汚されています

「アドプト・プログラム吉野川」は
私たち自身の手で吉野川を清潔で美しい川にするための
取り組みです

１．アドプト･プログラムとは

アドプト･プログラム(＊1)は、清掃ボランティア活動により、吉野川河川敷の散乱ゴミを取り除き、美しい河川環境をつくる取組みです。

●Ａｄｏｐｔ（アドプト）

１　アドブトとは「養子縁組」のこと
　吉野川の河川敷を一定区間ごとに分け、各区間ごとに参加者（団体・企業等）を募り、河川敷と参加者が「養子縁組（Adopt)」します。

２　清掃美化ボランティア
　参加者は、担当地区の「里親」として「養子」である河川敷の清掃・美化活動を定期的（年間３回以上）に行います。

３　看板が立ちます
　アドプト・プログラムの事務局となる「吉野川交流推進会議」(＊2)は、国土交通省や徳島県、流域各市町等と協力し、団体・企業名等を記載した「看板」を清掃区間内に設置するなどの支援を行います。

※１　アドプト･プログラムは１９８５年にアメリカ、テキサス州で道路の散乱ゴミ対策の新しい取組みとして始められました。
道路と「養子縁組」するというユニークな取組みは、自分たちの生活空間を快適にしたいという住民たちの間で広く普及し、瞬く間に全米４８州にまで拡がりました。
「アドプト-ア-ハイウェイ（道路)」のほか「アドプト-ア-リバー（川)」「アドプト-ア-スクール（学校)」「アドプト-ア-ビーチ（海岸)」など、いろいろなものが養子縁組の対象になっています。
※２　吉野川交流推進会議は、私たちの財産である「吉野川」の魅力を一層高め、後世に伝えていくとともに、川を通じた「人と人」「人と川」との交流を深めていくため、流域の企業や団体、住民の方々、市町村、県、国などの参加によって設立されました。
当会議では、吉野川に関わる様々なイベント、全国に向けた情報発信を行っています。

●養子縁組みできる川

今回のプログラムで養子縁組の対象となる川は、

吉　野　川（河口から池田ダムまで）　　旧吉野川
今　切　川

及び、吉野川の支流のうち

正法寺川（藍住町）　　伊沢谷川（阿波市）
大久保谷川（阿波市）　　河内谷川（三好市）

の各河川です。ただし、上記の河川についても、河川敷の状況や看板が設置できない箇所等で、一部対象にならない場所があります。

●参加できる団体等

プログラムには、いろいろな団体・企業の方々が参加できます。
例えば、ボランティア・グループ、ボーイ（ガール）スカウト、女性団体、学校、同好会などのほか、企業、商工団体、農業団体、消費者団体など、多くの方々が吉野川を美しくするこの取組みに参加することを歓迎します。
ただし、社会の秩序を乱すと考えられる団体または企業は参加することができません。

●活動の内容

アドプト・プログラム吉野川の活動として取り組まれる基本的な活動は、紙くずや空き缶、空き瓶などの除去です。

※あわせて、養子縁組地区内に設置される看板の清掃をお願いします。

●活動の効果

１　アドプト・プログラム吉野川の実施により、吉野川の環境が美しく保たれるだけでなく、流域に済む方々をはじめ、県民の河川環境の保護意識が高まります。

２　また、活動状況を周知することにより、ゴミ・空き缶等の投げ捨てを減らし、散乱ゴミを抑制する効果も期待できます。

３　美しい大河「吉野川」のイメージを高め、川と生活との共生が図られます。

●参加者（企業・団体等）は

河川敷のある地区と養子縁組（アドプト）した場合、団体または企業は吉野川交流推進会議（アドプト・プログラム吉野川：事務局）と２年間の合意書を交わします。

合意書に基づいて団体または企業は、年間３回以上の清掃活動を行うことになります。

▷最低６００ｍ以上の河川敷と養子縁組（アドプト）します。

▷期間は２年とし、その後更新することができます。
▷年間、最低３回以上の清掃活動を行います。（日時は各団体・企業で決定）
※７月に行われる吉野川一斉清掃に参加したときは、年間の活動回数に加えることができます。
▷安全管理に努め、活動にあたっては安全基準の確認をしてください。
▷活動終了後、活動報告書を作成し事務局に提出してください。

●事務局（吉野川交流推進会議）は、

参加の意思を表明した団体または企業に対して、事務局はプログラムについての基本的な考え方を説明するとともに、協議の上、養子縁組する（アドプト）地区を決定し、関係機関との連絡調整を行います。

さらに、事務局は次のような支援を行います。

▷養子縁組（アドプト）した地区内に、団体または企業の名前を記載した看板を設置します。
▷幅広く参加を呼びかけるため、プログラム及び各団体・企業の活動について積極的な広報に努めます。
▷活動や安全管理に関するマニュアルを作成し、各団体・企業に配布します。

2. アドプト･プログラムの仕組み

「アドプト・プログラム吉野川」は、吉野川を美しくしようとする意欲と行動力を持つ団体・企業（参加者）からの申込みに基づいて、吉野川河川敷の一定区間との間に養子縁組の契約（合意書）を結びます。

事務局は、合意書を結んだ区間内に里親である団体・企業名を表示した看板を設置します。

この合意書により、参加者は年間を通じて里親となった区間の美化清掃を受け持ちます。

なお、この清掃活動は年間３回以上行うこととします。

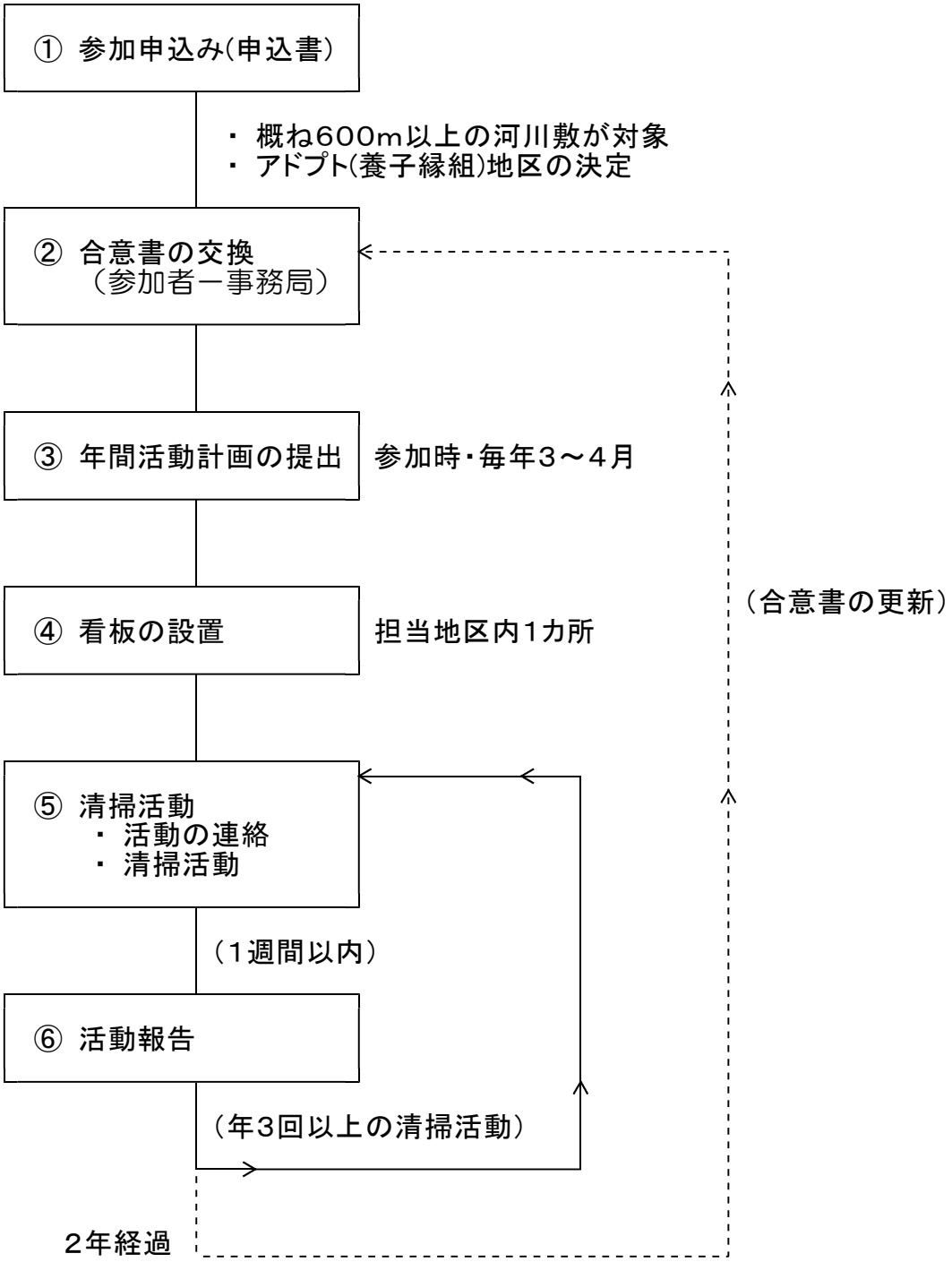

３．気をつけて（安全管理・留意事項について）

アドプト・プログラムにおいて最も優先されるべきものは、参加者の安全です。

このため、活動に際しては、何よりもまず安全管理に留意して下さい。

▷活動に参加する方々の安全について指導・監督のできる管理者を決めた上で、管理者を中心に安全な活動に努めてください。

▷清掃計画をたてる際は、天候、気象や時間帯などをよく検討し、無理のない計画を立ててください。

▷活動の実施については、当日の天候（雨天・降雪・濃霧等）や時間（日没時等）を勘案し、悪条件となりそうな場合は、活動を避けてください。

▷河川周辺は、傾斜地や湿地、川との境がわかりにくい部分やワンドなど、様々な地形変化が考えられます。
また、害虫や害獣などにも十分注意して作業を進めてください。

▷特に子どもが参加する場合には、必要と考えられる数の大人の指導のもとに作業を行ってください。

▷重量物や粗大ゴミ、医療用具など危険なものには手をふれず、関係機関へ連絡してください。

※吉野川交流推進会議では、アドプト活動に対しての事故などに備えて、保険に加入することとしております。手続に必要ですので、「活動計画書」・「活動報告書」は必ず提出してください。

４．活動マニュアル（活動の進め方について）

申込みから担当区間の決定・養子縁組まで

１）申込み

「アドプト・プログラム吉野川」に参加したい団体あるいは企業は、このマニュアルに記載された「制度の仕組」「参加者の責務」その他留意事項をよく確認いただいた上で申込書を事務局まで提出してください。

●６００m以上の河川敷と養子縁組します。
●年３回以上の清掃美化ボランティア活動を行っていただきます。
●担当地区内１カ所に参加団体(企業)の名前を表示した看板が立ちます。

申込みから養子縁組の決定までの間には、少しの期間を必要とします。
この間に候補地の調査や関係機関との調整を行います。

なお、制度の内容や申込書の記載方法などについて御不明の点などがあれば、事務局までお問い合わせください。

◆◆◆「アドプト・プログラム吉野川」事務局（受付・問い合わせ）◆◆◆

〒770-8570
徳島県徳島市万代町１丁目
県庁4階 未来創生政策課内
吉野川交流推進会議
TEL (088)621-2743
FAX (088)621-2758

（様式）→２３ページ

「ｱﾄﾞﾌﾟﾄ・ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ 吉野川」申込書

団体･企業名	
郵便物等の送付先	〒
構成員数	※団体等の会員数、または企業等の構成員のうち活動に参加する人数
参加の内容	散乱ゴミ等の清掃
活動を希望する場所 ※地図等に明示でも可	吉野川（口本川・口支川）河川敷
	第１希望
	第２希望
	第３希望
報道機関等への資料提供の可否	可 ・ 否 ※報道機関等に対する貴団体の作業の資料提供を行って良いかどうか（可の場合は、団体の名称、清掃活動計画、代表者の方の連絡先等を資料提供する場合があります）
その他	

※「活動を希望する場所」については、第１希望が必ずしも担当とできるとは限りませんので、必ず第２希望、第３希望まで御記入ください

ﾌﾘｶﾞﾅ 代表者名	
代表者の住所	〒
電話番号	（昼間） （夜間）
ＦＡＸ	
E-mail	

※登録にあたっては、別に定める確認事項（合意書）に代表者の記名押印をしていただくこととなります。
また、その際に団体等の規約、会員名簿等を御提出いただくことがあります。

プログラムに参加する団体又は企業名を記載して下さい

書類や連絡事項等をお送りする先が下欄の代表者と異なる場合、送付先、宛先等を御記入下さい

企業の場合は、清掃活動に参加する人数を記載して下さい

なるべく第３希望までご記入ください
詳しいことは、事務局まで御連絡下さい
住所・地番等による記載が難しい場合は、地図や簡略図で示していただいても結構です

「可」にチェックいただいた場合は、貴団体の活動内容や清掃日程等について、予告なく報道機関等に提供させていただく場合があります

団体もしくは企業の代表者のお名前を御記入下さい
各種資料の送付、連絡を代表者の方に連絡すれば良い場合は、連絡先（住所、電話番号等）も御記入下さい

各活動状況などをＰＲするために、参加する企業・団体の概要や活動状況に関する資料の提供をお願いすることがあります

2）担当区間（養子縁組する区間）の決定

申込書に記載された内容（第１～第３希望）をもとに、事務局において養子縁組する区間を決定します。

区間の決定に際しては、希望を十分尊重しますが、すでに他の参加者が担当している場合など、希望以外の区間の清掃をお願いする場合もあります。

また、アドプト・プログラムは、担当した区間の清掃を独占するものではありません。他の団体等が清掃活動を行っている場合も、お互いに協力しながら活動を行ってください。

3）養子縁組（合意書の締結）

アドプト（養子縁組）や各条件等の確認のために、参加者の方々と事務局との間で「合意書」を交換します。

合意書では、養子縁組する区間や参加者の責務、事務局の支援内容など、アドプト・プログラムの実施に必要な事項が確認されます。

年間計画の作成から活動準備まで

4）年間計画の作成

養子縁組を行った参加者は、参加時または年度当初に１年間の清掃活動計画をたて、別紙の計画書により事務局にお知らせください(＊4)。

計画は、参加人数やメンバー、活動場所、気候などについてよく検討いただいた上で、無理のない計画を立てるように努めてください。

（計画を立てる際の留意点）

- 年間３回以上の清掃活動ができるよう計画してください
- 毎年７月の第１日曜日を「吉野川一斉清掃の日」として、上流から下流までで河川清掃を行っています。
  よろしければ、３回のうち１回は、吉野川一斉清掃に参加しませんか。
- 年間計画、安全管理等について中心となって計画・管理する責任者を決めて、その方を中心に安全で無理のない計画を立ててください。
- 年間計画は、参加者の活動の目安ですので、活動予定日の天候や気候、その他の事情により、後からの変更は可能ですので、当初の計画どおりにならなくても構いません。（団体の自主的な判断により変更可能）
- 「アドプト・プログラム 吉野川」活動計画書に年間の活動計画を記載し、事務局まで、郵送、ファクシミリ等により１部を御報告ください。

※４　報告をいただく時期
　1)アドプト・プログラム吉野川に参加申込みをし、担当区間が決まったとき（参加時の属する年度内の活動計画）
　2)各年度当初　－毎年３～４月－（年度間（４月～３月）の活動計画）

◆◆◆活動計画書の送付先◆◆◆

〒770-8570
徳島県徳島市万代町１丁目
県庁4階　未来創生政策課内
吉野川交流推進会議
　TEL　(088)621-2743
　FAX　(088)621-2758

（様式）→２５ページ

「ｱﾄﾞﾌﾟﾄ・ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ 吉野川」活動計画書

団体･企業名				
計画作成者				
活動計画	清掃予定時期	参加予定人数	備考	
備考				

事務局からの御連絡

1　活動に際しては安全な方法で清掃作業を行ってください。アドプト・プログラムでは「安全」が最優先です。
・作業前から作業後にわたり、安全管理を徹底してください
・必ず責任者の参加のもとに作業を行ってください。
・１５才以下の参加がある場合は、必ず十分な保護者をつけてください
・重量物や大型のゴミ等は拾わずに、報告書により事務局に報告してください
・有害または危険と思われる物質、注射器、点滴針等を見つけたときは、必要最低限の予防措置をとり、ただちに事務局または管理者まで連絡してください

2　アドプト・プログラムは、川と養子縁組し、河川環境の保全を進めるものですが、河川敷清掃を排他的に独占するものではありません。
他の団体等が清掃作業を行っている場合もお互いに協力しながら作業を行ってください。

あなたの団体・企業名を記載して下さい

計画作成及び安全管理の責任者（管理者）を決めてお名前を記載して下さい

年(度)間の清掃活動計画を記載してください
なお、年度途中に参加する場合を除いて、清掃を行う回数は、年間３回以上です

清掃活動の際の注意事項など事務局からの連絡事項が記載してあります
御一読ください

5）活動準備

具体的な清掃活動日の決定、団体・企業内での連絡調整、また他の団体等との連絡等（必要な場合）については、各団体・企業で行ってください。

清掃活動の準備について事務局及び関係機関からお手伝いできる事項は、次のとおりです。

①看板の設置

事務局は参加者から年間活動計画の報告を受けた後に、養子縁組した地域内にその地区を担当する団体・企業の名称を示した看板を設置します。
看板は、基本的に次の様式のものとし、設置する位置は河川管理者と相談して事務局が決定します。
看板への表示は、原則として団体・企業の名称のみとします。例えば愛称やキャッチフレーズ、特定の主義・主張、標語、製品名、個人名などやその他公共の場にふさわしくない表現を伴うものは使用できません。

（看板の様式）

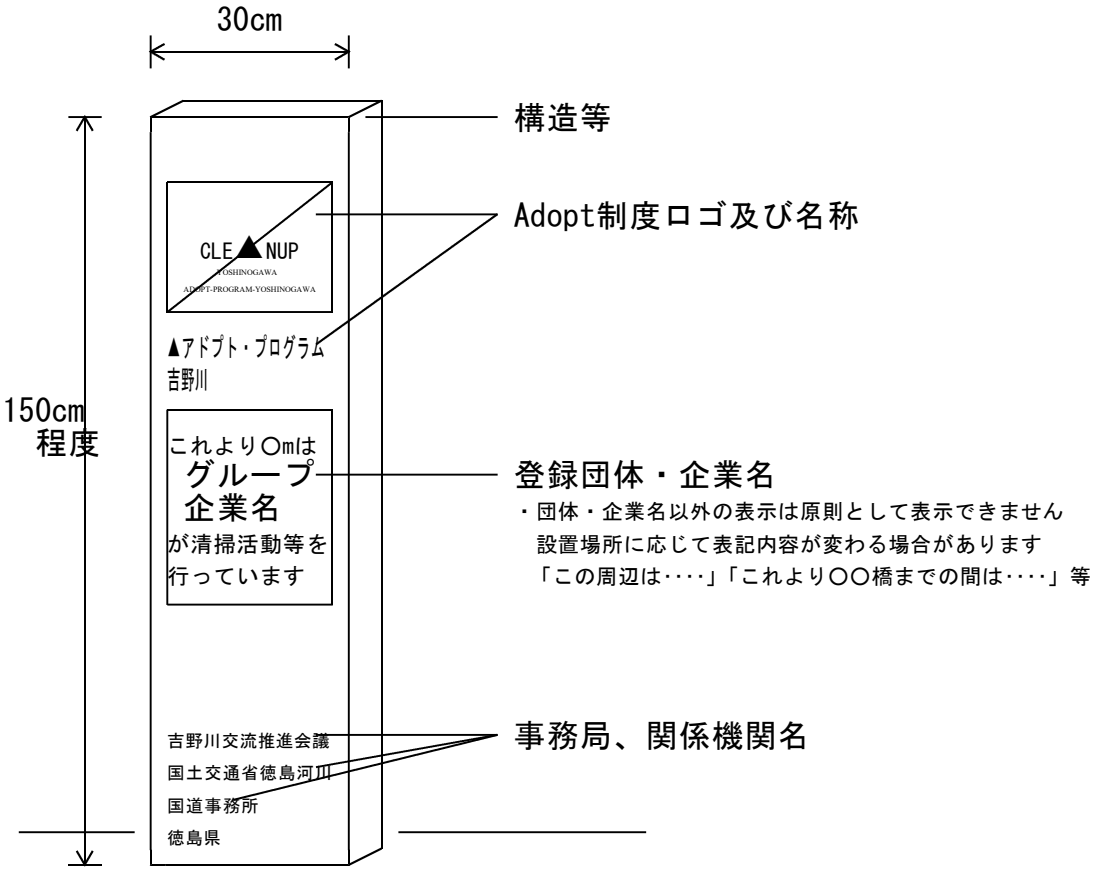

※看板の仕様は、都合により変更になる場合があります

②ゴミ袋等の配布

流域の各市町をはじめ、国土交通省、県のご協力をいただき、希望者には清掃に必要なゴミ袋等をお渡しできます。
ただし、お配りできる数に限りがあることを前もってご了承ください。
また、原則として最寄りの役場や事務所まで取りに来ていただくこととなります。
ご希望の方は、清掃場所に応じ、次のところまでご連絡ください。

活動場所	連　絡　先　及　び　電　話　番　号
徳　島　市	国土交通省徳島河川国道事務所　(088)654-9175
鳴　門　市	国土交通省徳島河川国道事務所旧吉野川出張所　(088)692-5355
吉野川市	国土交通省徳島河川国道事務所吉野川鴨島出張所　(0883)24-4334
阿　波　市	国土交通省徳島河川国道事務所吉野川上板出張所　(088)694-2531
美　馬　市（脇町、美馬町）	国土交通省徳島河川国道事務所吉野川美馬出張所　(0883)63-2049
美　馬　市（穴吹町）	国土交通省徳島河川国道事務所吉野川貞光出張所　(0883)62-2396
三　好　市	国土交通省徳島河川国道事務所吉野川美馬出張所　(0883)63-2049
石　井　町	石井町総務課　(088)674-1111
松　茂　町	国土交通省徳島河川国道事務所旧吉野川出張所　(088)692-5355
北　島　町	国土交通省徳島河川国道事務所旧吉野川出張所　(088)692-5355
藍　住　町	藍住町生活環境課　(088)637-3116
板　野　町	板野町環境生活課　(088)672-5987
上　板　町	国土交通省徳島河川国道事務所吉野川上板出張所　(088)694-2531
つるぎ町	つるぎ町環境課　(0883)62-3111
東みよし町	東みよし町企画課　(0883)82-6302

清掃活動から活動報告まで

6）清掃活動

清掃の対象となるゴミは、原則として
- 紙くず類
- 空き缶類
- ビン類
- その他(家庭ゴミとして回収可能なもの)

とします。

大型のゴミや重量物は、当プログラムにおける回収の対象とはしません。

これらのゴミを発見した場合は、活動報告書において、事務局まで報告してください。（個別対応または一斉清掃等で回収することとします。）
また、危険物等を発見した場合は、無理のない範囲で最小限の対応（近づかないようにロープを張るなど）を行い、河川管理者までご連絡ください。

清掃活動を行う際は、くれぐれも参加者の安全にご留意下さい。当日の天候、気象、川の状況などに注意し、少しでも心配がある場合は、活動を中止または延期する勇気を持ってください。

> ゴミは、活動する場所に応じた分別方法に従って、収集してください。
>
> 手間のかかる作業ですが、資源のリサイクルやゴミを回収する上でたいへん重要ですので、是非ご協力ください。

▶注意

- アドプト・プログラムに基づく清掃活動以外の活動をあわせて行うことはできません。（＊5）

例えば、清掃活動とあわせて、または活動と前後して商品等の販売を行ったり、清掃活動と関係のない募集活動、講演会、ＰＲ活動等、自らの団体のための活動を行ったりすることはできません。

> ※5　アドプト・プログラム吉野川の制度は、河川環境を保全することを目的としたものです。同制度が営利活動や違う目的のＰＲ活動等に利用されることを防ぐ趣旨ですので、御理解ください。

7）ゴミ処理

集めたゴミの回収及び処分については、活動場所により連絡先、回収方法等に違いがあります。

活動場所に応じて、それぞれ巻末の別表「Adopt Program Manual Over View」で示した処分方法に沿って処分してください。（３０ページ）

※各市町に連絡し、回収するものについては、それぞれの市町から本制度に対する格別の御協力を頂いています。

8）活動報告

各清掃活動を行った場合は、活動報告書に活動状況をご記入いただいた上で、活動の日から７日以内に事務局まで報告してください。
報告は、郵送、ＦＡＸどちらでも結構です。

報告書様式は、できるだけ簡単なものとなるようにしております。
みなさま方の活動状況を把握し、吉野川の環境保全施策に役立てるとともに、アドプト制度をより良いものとするための参加者の意向を把握したいと考えております。

◆◆◆活動報告書の送付先◆◆◆

〒770-8570
徳島県徳島市万代町１丁目
県庁4階　未来創生政策課内
吉野川交流推進会議
TEL　(088)621-2743
FAX　(088)621-2758

（様式）→２８ページ

「ｱﾄﾞﾌﾟﾄ・ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ 吉野川」活動報告書

団体･企業名		団体名・企業名を記載して下さい
活動日時	令和　年　月　日（　） （午前／午後　時　分 ～ 午前／午後　時　分）	清掃活動を行った日時を記載して下さい
活動場所		清掃活動を行った場所（担当区間）を記載してください
参加人数	総数　名 ※うち１５才以下の参加人数　名	今回の清掃活動に参加した実人数を記載して下さい
活動内容	●回収したおおよそのゴミの量 ・可燃ゴミ ・不燃ゴミ ●回収したゴミの内容 ・多かったもの ・特記すべきもの ●大型ゴミ、危険物等の発見	「ゴミ袋○個分」等の表現で結構です 空き缶、紙屑など捨てられていた量が目立ったゴミがあれば記載して下さい 変わったゴミ、悪質な不法投棄など、特に気がついたことがあれば記載して下さい 清掃活動で回収できなかった大型ゴミ、危険物等があった場合は、「ゴミの内容」「発見した場所」「当面とった措置」等について記載して下さい
事故・怪我等	事故・怪我等の状況と措置	活動中にケガや事故があった場合は、必ず記載して下さい また、その際とった措置についても記載して下さい
アドプト制度について改良を要する点や気のついたことがあれば		アドプト制度について、実際の活動を行う中で気がついた点や充実させたらいいと思う点などみなさま方の制度に対する意見箱として何でも自由に御記入ください
報告日	令和　年　月　日	
報告書を作成した方の氏名		この報告書に記入した方のお名前を記載して下さい

9) そ の 他

ご注意ください

アドプト・プログラムでは、
- 趣旨と異なる活動がなされていると認められた場合、
- 他の方々の活動に迷惑を及ぼす恐れのある場合、
- 年間３回以上の清掃活動が行われない等の場合

には、養子縁組を解除し、看板から団体・企業名を除く場合があります。

変更手続など

参加申込みの時点から、団体・企業の内容に大きな変更等があった場合（名称の変更、目的の変更、住所の変更、代表者・連絡先の変更など）は、お手数ですが吉野川交流推進会議事務局までご連絡ください。

５．私たちにできること（吉野川の環境を守る取組みについて）

吉野川を美しくするための取組みは、アドプト制度のほかにも様々な方法があります。

また、散乱ゴミを回収や清掃・美化活動とあわせて、日常から川を汚さないために、私たちにもできることはたくさんあります。私たち一人ひとりが、日常生活の中でちょっとだけ気をつけること、わずかな注意で川は守られます。

私たちは、はるか遠い祖先の時代から大いなる川「吉野川」によって育まれ愛されてきました。

今、私たちが、吉野川のためにほんの少しの手間をかけることで、川を守り育てていくことができるのです。

できること　家庭排水を考えましょう

台所

１．人数分だけの料理を作りましょう。
２．三角コーナーは水切り袋やネットで野菜くずが流れないようにしましょう。また、排水溝口にも網をつけます。
３．米のとぎ汁は、流さずに植木や庭にまくようにしましょう。
４．食用油は、調理で使いきるように努めましょう。てんぷら油はこして繰り返し使い（こした油を使う場合は３分の１くらい新しい油を加えるときれいに揚がります）、捨てるときは冷ました後、新聞紙などにしみ込ませるか廃油石けんにして利用します。

洗濯

１．粉石けんなど、環境に優しい洗剤を使いましょう。
２．表示された量以上の洗剤は使わないようにしましょう。

風呂

１．シャンプーやリンス、ボディソープ等は適量を使いましょう。
２．排水溝の掃除は、汚れを溶かすタイプの洗剤を使わず、らせん状の針金でこするようにしましょう。

基本的に、汚れやゴミは、なるべく流さないように努めましょう。

6. アドプト・プログラム吉野川　Ｑ＆Ａ（制度に関する質問）

Q1　Adopt（養子縁組）する清掃地区は、指定できるのですか？

A　Adopt（養子縁組）する地区については、参加される団体・企業の御意向にできるだけ沿いたいと考えています。また、同一地区で複数の団体が活動を行うことを妨げるものでもありません。

しかし、同一地区を複数の団体が清掃するよりも、それぞれが別の地区を清掃した方が、吉野川のできるだけ広い範囲を美しくできるとも思われますので、既に別の団体が活動を行っている場合には、Adopt（養子縁組）する場所の調整をお願いする場合があります。

Q2　参加できない団体・企業はあるのですか？

A　プログラムに参加できるのは、趣旨に賛同する団体や企業としていますが、最低６００ｍにわたる地区の継続的な清掃活動を委ねることになりますので、団体については常時、概ね１５人以上の構成員を持つ団体としています。（企業については、清掃活動を行う従業員１５人以上）

ただし、吉野川河川敷の清掃による河川環境の保全を目標としていますので、例えば、企業等がチラシや商品、試供品等を配布・販売することや、イベント・集会の開催など別の目的を持つ活動を清掃活動を同時に行うことはできません。

また、政治活動を行う団体等については、公職選挙法との関係により参加できない場合があります。

Q3　看板には、どのような表示がされるのですか？

A　担当する清掃区間の起点に、団体または企業名を示す看板が設置されます。

ただし、愛称やキャッチフレーズ、商品名、個人名等は表示できません。

Q4　制度の事務局となる「吉野川交流推進会議」とは、どのような団体ですか？

A　吉野川交流推進会議は、徳島県の貴重な財産である「吉野川」の美しい自然を守り、人と川との交流を深めることを目的に、設立された任意団体です。

吉野川流域の企業や団体をはじめ、住民の方々や市町、国、県など多くの方々が会員として活動に参加しています。

交流推進会議では、アドプト制度の実施をはじめ、川を軸とした各種の交流イベントや吉野川から全国に向けた情報発信などの活動を行っています。

Q5 清掃活動の後で、当社主催の「お客様のつどい」を開催したいのですが？

A ＰＲ活動や営業活動などAdopt Programの趣旨（清掃活動等）と異なる目的を持つ活動を、あわせて行うことは控えてください。

Q6 個人（家族）で参加できるのですか？

A アドプト・プログラムでは、養子縁組する地域を最低600mとしています。
これは、個人や家族で清掃するには、少し広すぎると思われることから、当制度に参加できる団体・企業として15人以上の構成人数を要件としています。

Q7 団体名や企業名の入った看板を立てることはボランティアの趣旨になじまないのではないのでしょうか？

A アドプト・プログラムで設置する看板は、団体名や企業名をＰＲすることを目的にするのではなく、その区域の面倒をみていただく方を表示するためのものですので、ボランティアの趣旨に反するものでは決してないと考えています。
「養子縁組」や「看板」などユニークな「仕掛け」の中で吉野川の清掃活動に取り組むことにより、活動の拡がりと河川環境の保全意識を高めていくことを狙いとするものです。

Q8 補助金などの支援はないのでしょうか？

A アドプト・プログラムは、各団体や企業の自主的な取組みを前提としておりますので、補助金などの財政的な支援は用意しておりません。

吉野川交流推進会議は、看板の設置のほか、参加者のセーフティネットとしての傷害保険への加入、制度の積極的な広報活動など、コーディネーターとして、制度全体の円滑な運営を図る上で必要と思われる支援を行います。

「アドプト・プログラム吉野川」運営要綱

（活動の目的）

第１　アドプト・プログラム吉野川の活動は、吉野川を取り巻く住民、行政が一体となって吉野川の清掃美化活動等を行い環境の保全を図るとともに、あわせて河川環境に対する住民意識の高揚を図ることを目的とします。

（参加資格）

第２　アドプト・プログラム吉野川に参加する者（以下「参加者」という。）は、団体または企業とします。

（参加手続き）

第３　アドプト・プログラム吉野川に参加しようとする者は、別に定める申込書により、次の事項を登録するものとします。

1）団体（企業）名、代表者及び構成者

2）清掃活動を行う区域

２　清掃活動を行う区域等については、事務局と参加者との間で協議しながら決定するものとします。

３　参加者と事務局との間で、確認事項等について別に定める合意書を結ぶものとします。

（参加者の活動）

第４　参加者は、吉野川の河川敷（または河川）について、原則として最低６００ｍ以上の区域について清掃活動を行うなど環境の保全活動を担当することとします。

２　参加者は、年間最低3回の清掃活動を行い、かつ2年間以上継続することとします。

なお、国土交通省及び県が呼びかけている吉野川一斉清掃日（毎年7月第１日曜日）に参加した場合は、当プログラムにおける年間の清掃活動回数に含めることができるものとします。

３　清掃活動により収集したゴミは、別に定めるマニュアルに従って分別し、定められた方法により処理することとします。

４　参加者は、清掃活動等とあわせて他の目的を持つ活動（例えば、チラシ配布などのPR活動、イベント開催など）を行わないこととします。

５　清掃活動等の際は、各参加者において第6に掲げる安全基準の確認を行い、安全確保に万全の意を注ぐこととします。

（活動計画及び報告等）

第５　参加者は、あらかじめ年間の活動計画を立て、事務局に届けておくこととします。

２　参加者は、各活動後には遅滞なく別に定める活動報告書により活動状況を事務局に報告することとします。

（安全の確保）

第６　活動に係る安全対策等については、参加者において責任をもって対処することとし、各

活動に際しては、安全を第1とし、各団体において安全対策、予防策を完全なものとすることとします。

２　15才未満の者が参加する場合は、十分な保護者の参加を必要とすることとします。

（登録団体等への支援）

第7　事務局は、参加者の活動に対し、次に掲げる支援措置を行うこととします。

1）担当区間に参加者の名称等を示す看板をたてること

2）報道機関等に対して、団体等の活動状況についての資料提供等を行うこと

3）その他、団体等の活動が円滑に行えるような支援を行うこと

（登録の抹消）

第8　参加者が、この基準その他の決まりに従わない場合、または他の参加者の活動に迷惑を及ぼす恐れがある場合若しくはアドプト・プログラム吉野川の運営に支障をきたす場合には、事務局は、当該参加者の登録を抹消することができるものとします。

（管理者との確認事項）

第9　事務局は、アドプト・プログラム吉野川に関する基本的な事項について、吉野川本川及び支川の管理者とそれぞれ確認を行い、確認書を結んでおくこととします。

２　この基準を変更する場合及びこの基準に定めのない事項について、事務局は国、県と協議した上で定めることができるものとします。

（事務局）

第10　アドプト・プログラム吉野川の事務は、吉野川交流推進会議が行うこととします。

「アドプト・プログラム吉野川」　合意書

この合意書は、吉野川交流推進会議（以下「事務局」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「参加者」と呼ぶ。）との間で合意の上、作成するものです。

参加者は、以下の項目に合意する。

第１　事務局の示す安全方針等に従い、各団体が責任を持って安全な方法で清掃活動を行うこと。本プログラムでは、安全が最優先である。

第２　責任者を定めること。責任者は、参加者の規模、気候状況等に留意し、合理的で無理のない活動計画をたて、安全管理に十分注意することとする。

第３　清掃活動は、年に３回以上行うこと。また、参加者は清掃活動を合意書を結んだ日から２年以上継続して行うこと。
なお、国土交通省及び県が呼びかけている吉野川一斉清掃日（毎年７月第１日曜日）に参加した場合は、当プログラムにおける年間の清掃活動回数に含めることができるものとすること。

第４　参加者は、別表に記載する地区とアドプト（養子縁組）し、当該地区の清掃活動を行うものとすること。

第５　清掃活動の際には、他の目的をもつ別の活動（チラシの配布、イベントの開催など）を行わないこと。

第６　年間の清掃活動の計画をあらかじめ事務局に提出しておくこと。また、活動を行う際には、事務局の作成するマニュアルに従って活動を行うこと。

第７　清掃地区に徒歩等で行けない場合には、なるべく公共交通機関を利用すること。車両の数は必要最低限に抑え、不法駐車等は絶対に行わないこと。

第８　１５才以下の者が参加する場合は、必ず成人の保護者または監督者を十分な人数つけること。

第９　集めたゴミを詰めた袋は、あらかじめ定められた方法により処理すること。

第10　清掃活動中に見つけた重量物や大型のゴミ等は拾わずに、報告書により事務局に報告すること。

第11　有害または危険と思われる物質、注射器、点滴針等を見つけたときは、必要最低限の予防措置をとり、ただちに事務局または管理者まで連絡すること。

第12　清掃活動終了後は、７日以内に事務局に報告をすること。

第13　河川管理上必要がある場合には、河川管理者が行う指導に従うものとすること。

事務局は、以下の項目に合意する。

第１　参加者の「名称」を表記した看板を用意し、清掃地区内１カ所に設置すること。

第２　安全管理、ゴミの回収等に関する連絡先等を記載したマニュアルのほか各種資料を作成、配布すること。

合意書－01

第３　各参加者の活動の記録を整理保存すること。また、アドプト・プログラム吉野川または各参加者の活動についての広報に努めること。

第４　ゴミの回収や清掃に必要な消耗品等の配布、その他の支援方策等について、河川管理者や関係機関との連絡調整を行うこと。

その他特記事項

アドプト・プログラムは、川と養子縁組し、河川環境の保全を進めるものであるが、河川敷清掃を排他的に独占するものではないこと。他の団体等が清掃作業を行っている場合もお互いに協力しながら作業を行うこととする。

清掃活動現場に救急箱を用意しておくこと。アドプト・プログラムにおける清掃活動は、参加者の自己責任下において行うボランティア活動であり、事務局はその活動中の事故に対して賠償責任を負わない。ただし、事務局が、活動の支援策として傷害保険に加入した場合は、その範囲内での保証を行う。

清掃活動を行う地区において、工事予定がある場合や天候等の状況により、この合意書による清掃活動が進められない場合が考えられる。この場合、参加者と事務局が協議して、爾後の方針を検討することとするが、基本的には、これらの制約条件がなくなった時点から活動を再開することとする。

アドプト（養子縁組）の期間は、合意書締結の日から２年間とする。
ただし、事務局は、参加者が、この合意書その他の決まりに従わない場合、または他の参加者や清掃活動を行う者等の活動に迷惑を及ぼす恐れがある場合、若しくはアドプト・プログラム吉野川の運営に支障をきたすと認める場合には、当該参加者の登録を抹消することができることとする。

アドプト（養子縁組）を結ぶ地区	（図面添付）

団体・企業名	
ﾌﾘｶﾞﾅ 代 表 者 名	
代表者の住所	〒
電 話 番 号	（昼間） （夜間）
ＦＡＸ番号	
Ｅ－mail番号	

令和　　年　　月　　日

参加者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

吉野川交流推進会議　　徳島県徳島市万代町１丁目１番地
県庁４階 未来創生政策課内
吉野川交流推進会議
会長

合意書－03

「ｱﾄﾞﾌﾟﾄ･ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ 吉野川」申込書

団体･企業名		
郵便物等の送付先	〒	
構成員数	※団体等の会員数、または企業等の構成員のうち活動に参加する人数	
参加の内容	散乱ゴミ等の清掃	
活動を希望する場所 ※ 地図等に明示でも可	吉野川（□本川・□支川）河川敷	
	第１希望	
	第２希望	
	第３希望	
報道機関等への資料提供の可否	可　・　否 ※報道機関等に対する貴団体の作業の資料提供を行って良いかどうか（可の場合は、団体の名称、清掃活動計画、代表者の方の連絡先等を資料提供する場合があります）	
その他		

※「活動を希望する場所」については、第１希望が必ずしも担当とできるとは限りませんので、必ず第２希望、第３希望まで御記入ください

ﾌﾘｶﾞﾅ 代表者名	
代表者の住所	〒
電話番号	（昼間） （夜間）
ＦＡＸ	
E-mail	

※登録にあたっては、別に定める確認事項（合意書）に代表者の記名押印をしていただくこととなります。
また、その際に団体等の規約、会員名簿等を御提出いただくことがあります。

「ｱﾄﾞﾌﾟﾄ･ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ 吉野川」申込書（記入例）

団体･企業名	吉野川を美しくする会	
郵便物等の送付先	〒770－1234 徳島県徳島市吉野川町１丁目２－３４ 吉野川を美しくする会事務局	
構成員数	３０人 ※団体等の会員数、または企業等の構成員のうち活動に参加する人数	
参加の内容	散乱ゴミ等の清掃	
活動を希望する場所 ※ 地図等に明示でも可	吉野川（☑本川・□支川）河川敷	
	第１希望	吉野川橋から東側６００ｍの南岸　図示のとおり
	第２希望	吉野川橋から西側６００ｍの南岸　図示のとおり
	第３希望	名田橋東側６００ｍの南岸　図示のとおり
報道機関等への資料提供の可否	可　・　否 ※報道機関等に対する貴団体の作業の資料提供を行って良いかどうか（可の場合は、団体の名称、清掃活動計画、代表者の方の連絡先等を資料提供する場合があります）	
その他		

※「活動を希望する場所」については、第１希望が必ずしも担当とできるとは限りませんので、必ず第２希望、第３希望まで御記入ください

ﾌﾘｶﾞﾅ 代表者名	ﾖｼﾉ　ﾀﾛｳ 吉野　太郎
代表者の住所	〒７７０－9876 徳島市三郎町５丁目４－３２　四国三郎ﾏﾝｼｮﾝ109
電話番号	（昼間）　０８８６－１２－３４５６ （夜間）　０８８６－７８－９０１２
ＦＡＸ	０８８６－３４－５６７８
E-mail	taro@adopt.pr.jp

※登録にあたっては、別に定める確認事項（合意書）に代表者の記名押印をしていただくこととなります。
また、その際に団体等の規約、会員名簿等を御提出いただくことがあります。

「ｱﾄﾞﾌﾟﾄ･ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ 吉野川」活動計画書

団体･企業名			
計画作成者			
活動計画	清掃予定時期	参加予定人数	備考
備考			

事務局からの御連絡

１ 活動に際しては安全な方法で清掃作業を行ってください。アドプト・プログラムでは「安全」が最優先です。
・作業前から作業後にわたり、安全管理を徹底してください
・必ず責任者の参加のもとに作業を行ってください。
・１５才以下の参加がある場合は、必ず十分な保護者をつけてください
・重量物や大型のゴミ等は拾わずに、報告書により事務局に報告してください
・有害または危険と思われる物質、注射器、点滴針等を見つけたときは、必要最低限の予防措置をとり、ただちに事務局または管理者まで連絡してください

２ アドプト・プログラムは、川と養子縁組し、河川環境の保全を進めるものですが、河川敷清掃を排他的に独占するものではありません。
他の団体等が清掃作業を行っている場合もお互いに協力しながら作業を行ってください。

「ｱﾄﾞﾌﾟﾄ･ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ 吉野川」活動計画書（記入例）

団体･企業名	吉野川を美しくする会		
計画作成者	事務局長　吉野太郎		
活動計画	清掃予定時期	参加予定人数	備考
	令和2年 ４月中旬 ７月４日 10月上旬	 １５人 ３０人 １５人	 うち子供３名 一斉清掃参加 うち子供３名
備考	２班に分かれて、順番に清掃活動をする予定 それぞれの班に子ども約３名を含む		

事務局からの御連絡

１　活動に際しては安全な方法で清掃作業を行ってください。アドプト・プログラムでは「安全」が最優先です。
・作業前から作業後にわたり、安全管理を徹底してください
・必ず責任者の参加のもとに作業を行ってください。
・１５才以下の参加がある場合は、必ず十分な保護者をつけてください
・重量物や大型のゴミ等は拾わずに、報告書により事務局に報告してください
・有害または危険と思われる物質、注射器、点滴針等を見つけたときは、必要最低限の予防措置をとり、ただちに事務局または管理者まで連絡してください

２　アドプト・プログラムは、川と養子縁組し、河川環境の保全を進めるものですが、河川敷清掃を排他的に独占するものではありません。
他の団体等が清掃作業を行っている場合もお互いに協力しながら作業を行ってください。

「ｱﾄﾞﾌﾟﾄ･ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ 吉野川」活動報告書

団体･企業名	
活 動 日 時	令和　　年　　月　　日（　　） （午前／午後　　時　　分 ～ 午前／午後　　時　　分）
活 動 場 所	
参 加 人 数	総数　　名 ※うち１５才以下の参加人数　　名
活 動 内 容	●回収したおおよそのゴミの量 ・可燃ゴミ ・不燃ゴミ ●回収したゴミの内容 ・多かったもの ・特記すべきもの ●大型ゴミ、危険物等の発見
事故・怪我等	事故・怪我等の状況と措置
ｱﾄﾞﾌﾟﾄ制度について改良を要する点や気のついたことがあれば	
報　告　日	令和　　年　　月　　日
報告書を作成した方の氏名	

「ｱﾄﾞﾌﾟﾄ･ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ 吉野川」活動報告書（記入例）

団体･企業名	吉野川を美しくする会
活 動 日 時	令和　２年１０月１１日（日） （~~午前~~ 午後　１時３０分 ～ ~~午前~~ 午後　３時００分）
活 動 場 所	吉野川橋東側６００ｍ南岸河川敷
参 加 人 数	総数　　１５ 名 ※うち１５才以下の参加人数　　２ 名
活 動 内 容	●回収したおおよそのゴミの量 ・可燃ゴミ ゴミ袋（大）約５個分 ・不燃ゴミ ゴミ袋（大）約１０個分 ●回収したゴミの内容 ・多かったもの 河川際に空き缶類の散乱が目立った 公園部分は比較的ゴミは少ない ・特記すべきもの 不法投棄されたと思われる箱入りの空き缶があった ●大型ゴミ、危険物等の発見 吉野川橋の真下、川から５ｍ程の箇所に廃棄自転車
事故・怪我等	事故・怪我等の状況と措置 特になし
ｱﾄﾞﾌﾟﾄ制度について改良を要する点や気のついたことがあれば	○○については、××であるからもっと□□とする方が活動しやすい。
報　告　日	令和　２年１０月１１日
報告書を作成した方の氏名	吉野　太郎

Special　Thanks

　アドプト・プログラム吉野川は、流域の各市町をはじめ、国土交通省、県など吉野川をとりまく多くの方々の理解と協力を得て実施するものです。
　そして、何より吉野川を愛するみなさま方の参加と連携をいただくことによって、吉野川の美しい河畔づくりが支えられています。

（御協力いただいている市町等）

徳島市 ／ 鳴門市 ／ 吉野川市 ／ 阿波市 ／ 美馬市 ／ 三好市 ／
石井町 ／ 神山町 ／ 松茂町 ／ 北島町 ／ 藍住町 ／ 板野町 ／
上板町 ／ つるぎ町 ／ 東みよし町
国土交通省 ／ 徳島県

●吉野川（本川：河口～池田ダム） または 旧吉野川、今切川

	対象河川	分別の種類	ゴミ袋の指定等	収集したゴミの処分方法等
徳島市	・吉野川	３ 種 類 ・缶、ビン、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ ・可燃ゴミ ・不燃ゴミ	透明又は半透明の袋を使用してください ・袋は国土交通省徳島河川国道事務所河川占用調整課で配布します 連絡先 国土交通省徳島河川国道事務所河川占用調整課 TEL (088)654-9270	1)収集したゴミは、各団体により徳島市の中間処理施設まで、お持ち込みください。 2)事前に徳島市市民環境政策課に連絡してください。 連絡先 徳島市市民環境政策課 TEL 088-621-5215
鳴門市	・旧吉野川	８ 種 類 ・ビン（透明） ・ビン（茶色） ・ビン（その他） ・缶（ｱﾙﾐ） ・缶（ｽﾁｰﾙ） ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ ・可燃ゴミ ・不燃ゴミ	透明の袋を使用してください ・袋は国土交通省徳島河川国道事務所旧吉野川出張所で配布します 連絡先 国土交通省徳島河川国道事務所旧吉野川出張所 TEL (088)692-5355	1)収集したゴミは、各団体により鳴門市クリーンセンターまで、お持ち込みください ＊持込日（月～金曜日） 2)事前にクリーンセンターに「団体名」「清掃予定日」「清掃する場所」を連絡してください 連絡先 鳴門市クリーンセンター TEL (088)683-7573
石井町	・吉野川	２ 種 類 ・可燃ゴミ ・不燃ゴミ	指定のゴミ袋で収集して下さい ・袋は、石井町役場総務課で配布します 連絡先 石井町総務課 TEL (088)674-1111	1)事前に石井町役場総務課に「団体名」「清掃予定日」「清掃する場所」を連絡してください 2)御連絡の際に指定された場所に、分別内容がわかるように固めて置いてください 連絡先 石井町総務課 TEL (088)674-1111
松茂町	・旧吉野川 ・今切川	５ 種 類 ・ビン類 ・鉄 ・アルミ ・可燃ゴミ ・不燃ゴミ	ゴミ袋の指定はありません ・袋は国土交通省徳島河川国道事務所旧吉野川出張所で配布します 連絡先 国土交通省徳島河川国道事務所旧吉野川出張所 TEL (088)692-5355	1)収集したゴミは、各団体・企業により松茂町環境センターまでお持ち込みください 連絡先 松茂町環境センター 板野郡松茂町豊久豊久開拓1-46 TEL (088)699-5934
北島町	・旧吉野川 ・今切川	７ 種 類 ・缶類 ・可燃ゴミ ・不燃ゴミ ・ビン（茶色） ・ビン（無色） ・ビン（その他） ・プラスチック類	ゴミ袋の指定はありません ・袋は国土交通省徳島河川国道事務所旧吉野川出張所で配布します 連絡先 国土交通省徳島河川国道事務所旧吉野川出張所 TEL (088)692-5355	1)収集したゴミは、各団体・企業により北島町清掃センターまで「団体名」「清掃予定日」を連絡の上、お持ち込みください 連絡先 北島町清掃センター 板野郡北島町太郎八須宮ノ本1-1 TEL (088)698-4052
藍住町	・吉野川	７ 種 類 ・可燃（紙・木・草） ・廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ ・空きビン ・空き缶 ・金属類 ・ｶﾞﾗｽ、陶器類 ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	指定のゴミ袋で収集してください ・袋は藍住町西クリーンステーションで配布します 連絡先 藍住町生活環境課 TEL (088)637-3116	1)事前に藍住町西クリーンステーションに「団体名」「清掃予定日」を御連絡の上各団体・企業によりステーションまでお持ち込みください 連絡先 藍住町西クリーンステーション TEL (088)692-7411
板野町	・旧吉野川	４ 種 類 ・ビン類 ・缶類 ・可燃ゴミ ・不燃ゴミ	指定のゴミ袋で収集してください ・袋は板野町役場環境生活課で配布します	1)事前に板野町環境生活課に「団体名」「清掃予定日」「清掃する場所」を連絡してください 2)御連絡の際に指定された場所に、分別内容がわかるように固めて置いてください
			連絡先 板野町環境生活課 TEL (088)672-5987	

	対象河川	分別の種類	ゴミ袋の指定等	収集したゴミの処分方法等
上板町	・吉野川	３ 種 類 ・ビン類 ・缶類 ・可燃ゴミ	指定のゴミ袋で収集してください ・袋は国土交通省徳島河川国道事務所吉野川上板出張所で配布します 連絡先 国土交通省徳島河川国道事務所吉野川上板出張所 TEL（088）694-2531	1)事前に上板町環境保全課に「団体名」「清掃予定日」「清掃する場所」を連絡してください 2)回収ゴミを置いておく場所・方法等は御連絡の際、個別に御相談します 連絡先 上板町環境保全課 TEL（088)694-6813
阿波市	・吉野川	５ 種 類 ・ビン類 ・缶類 ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ ・可燃ゴミ ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	指定のゴミ袋で収集してください ・袋は国土交通省徳島河川国道事務所吉野川上板出張所で配布します 連絡先 国土交通省徳島河川国道事務所吉野川上板出張所 TEL（088）694-2531	連絡先 阿波市環境衛生課 TEL（0883)35-7803 連絡先 国土交通省徳島河川国道事務所吉野川上板出張所 TEL（088）694-2531
吉野川市	・吉野川	７ 種 類 ・ビン(透明) ・ビン(茶色) ・ビン(その他) ・缶・金属類 ・ペットボトル ・可燃ゴミ ・不燃ゴミ	指定のゴミ袋で収集して下さい ・袋は国土交通省徳島河川国道事務所吉野川鴨島出張所で配布します 連絡先 国土交通省徳島河川国道事務所吉野川鴨島出張所 TEL（0883）24-4334	1)事前に吉野川市環境企画課に「団体名」「清掃予定日」「清掃する場所」を連絡してください 2)回収ゴミを置いておく場所・方法等は御連絡の際、個別に御相談します 連絡先 吉野川市環境企画課 TEL(0883)22-2230
美馬市	・吉野川	３ 種 類 ・可燃ゴミ ・不燃ゴミ ・資源ゴミ	指定のゴミ袋で収集して下さい ・袋は国土交通省徳島河川国道事務所吉野川美馬出張所（旧脇町・旧美馬町）及び吉野川貞光出張所（旧穴吹町）で配布します 連絡先 国土交通省徳島河川国道事務所吉野川美馬出張所 TEL（0883）63-2049 国土交通省徳島河川国道事務所吉野川貞光出張所 TEL（0883）62-2396	1)収集したゴミは、各団体・企業によりクリーンセンター美馬までお持ち込みください 連絡先 美馬市環境下水道課 TEL(0883)52-8020
つるぎ町	・吉野川	５ 種 類 ・ビン類 ・缶類 ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ ・可燃ゴミ ・不燃ゴミ	指定のゴミ袋で収集して下さい ・袋はつるぎ町環境課で配布します	1)事前につるぎ町環境課に「団体名」「清掃予定日」「清掃する場所」を連絡してください 2)回収ゴミを置いておく場所・方法等は御連絡の際、個別に御相談します
			連絡先 つるぎ町環境課 TEL(0883)62-3111	

	対象河川	分別の種類	ゴミ袋の指定等	収集したゴミの処分方法等
三好市	・吉野川	3 種類 ・可燃ゴミ ・不燃ゴミ ・資源ゴミ	指定のゴミ袋で収集してください ・袋は国土交通省徳島河川国道事務所吉野川美馬出張所で配布します	連絡先 三好市環境課 TEL (0883)72-3436
			連絡先 国土交通省徳島河川国道事務所吉野川美馬出張所 TEL (0883)63-2049	連絡先 国土交通省徳島河川国道事務所吉野川美馬出張所 TEL (0883)63-2049
東みよし町	・吉野川	2 種類 ・可燃ゴミ ・不燃ゴミ	指定のゴミ袋で収集してください ・袋は東みよし町役場企画課で配布します	1)事前に東みよし町役場企画課に「団体名」「清掃予定日」「清掃する場所」「活動人数」を連絡してください 2)御連絡の際に指定された場所に、分別内容がわかるように固めて置いてください
			連絡先 東みよし町企画課 TEL (0883)82-6302	

●吉野川支川

	対象河川	分別の種類	ゴミ袋の指定等	収集したゴミの処分方法等
藍住町	・正法寺川	5 種類 ・ビン類 ・缶類 ・ペットボトル ・可燃ゴミ ・不燃ゴミ	指定のゴミ袋で収集してください ・袋は藍住町西クリーンステーションで配布します	1)藍住町西クリーンステーションの稼働日に各団体・企業によりステーションまでお持ち込みください
			連絡先 藍住町西クリーンステーション 板野郡藍住町富吉字大向5-1 TEL (088)692-7411	
阿波市	・大久保谷川 ・伊沢谷川	5 種類 ・ビン類 ・缶類 ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ ・可燃ゴミ ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	指定のゴミ袋で収集してください ・袋は国土交通省徳島河川国道事務所吉野川上板出張所で配布します 連絡先 国土交通省徳島河川国道事務所吉野川上板出張所 TEL (088) 694-2531	連絡先 阿波市環境衛生課 TEL (0883)35-7803 連絡先 国土交通省徳島河川国道事務所吉野川上板出張所 TEL (088) 694-2531
三好市	・河内谷川	3 種類 ・可燃ゴミ ・不燃ゴミ ・資源ゴミ	指定のゴミ袋で収集してください ・袋は国土交通省徳島河川国道事務所吉野川美馬出張所で配布します	連絡先 三好市環境課 TEL (0883)72-3436
			連絡先 国土交通省徳島河川国道事務所吉野川美馬出張所 TEL (0883)63-2049	連絡先 国土交通省徳島河川国道事務所吉野川美馬出張所 TEL (0883)63-2049

＊ジュース等のキャップは不燃ゴミとして取扱い、ビン・缶の中身は捨ててください。その他、分別の区分については、各市町村の家庭ゴミ収集の分類に準じてください。
＊ゴミ袋の配布は、袋の在庫や予算状況により無料配布できない場合もありますので事前にご了解ください。
＊ゴミの回収について、事前に連絡した「清掃予定日」「清掃する場所」等に変更が生じた場合は、すぐに連絡先にご連絡ください。
＊やむを得ず、分別方法やゴミ袋の配布方法、ゴミの回収方法等について変更をする場合がありますので前もってご了承ください。(変更があった場合は、内容についてご連絡します)
＊各団体・企業によりゴミを清掃センターに持ち込むこととなっている市町村において、自ら運搬することが困難である場合は、国土交通省徳島河川国道事務所（地域連携課　TEL088-654-9175）にご相談ください。

LET'S　JOIN　US

■ 吉野川交流推進会議

アドプト・プログラム吉野川の事務局をしている「吉野川交流推進会議」は、「かけがえのない財産である吉野川を愛し、私たちの手でその魅力をより一層深め、後世に伝えていくこと」を目的に平成１０年７月に設立しました。

この会議には、吉野川流域の企業をはじめボランティアグループなどの各種団体、市町、県、国のほか、吉野川ファンを自負する個人の方々が参加されています。

日本を代表する河川である「四国三郎・吉野川」の魅力を高め、川を通じた交流を深めることを目的として、発足以来、四国三郎・吉野川の魅力発信、川を通じた交流事業など各種事業を行っております。
また、会員の方々との交流を深めるための機関誌「四国三郎吉野川」もつくっています。

吉野川交流推進会議では、こうした活動をもっと多くの方に拡げていくため、趣旨に御賛同いただける正会員、賛助会員の入会を募集しています。
あなたも、私たちといっしょに「吉野川」を囲み、盛り上げていきませんか・・・。

→入会の申し込み

個人での入会　（賛助会員）

●年会費は、１口１，０００円（１口以上）です。
●詳しい内容や入会手続きにつきましては、事務局まで御連絡下さい。
※賛助会員になりますと、会員証が発行され、機関誌の送付によりイベントやさまざまな情報が受けられる等の特典があります。

企業又は団体での入会　（正会員）

●年会費は１口３０，０００円（１口以上）です。
※「会費を徴収していない団体」は１口１０，０００円（１口以上）
●詳しい内容や入会手続きにつきましては、事務局まで御連絡下さい。

吉野川交流推進会議事務局　〒770-8570
徳島市万代町１丁目１
県庁４階 未来創生政策課内
電話　（０８８）６２１－２７４３
ＦＡＸ（０８８）６２１－２７５８